

「外来診療料・入院料」および「食事負担金」変更のお知らせ

外来診療料・入院料および入院時の食事一部負担金が下記のとおり変更となります。

1. 外来診療料・入院料の変更（2026年6月1日より適用） -----

国の定める診療報酬点数表の改定に伴い、外来診療および回復期リハビリテーション病棟におきましても、一部保険点数の改定がございます。

詳細な料金につきましては、1階受付の医事課窓口までお尋ねください。

2. 入院時食事一部負担金（標準負担額）の変更（2026年6月1日より適用） -----

食材費や調理コスト（光熱水費など）の高騰を踏まえた国の一律改定により、

1食あたりの負担額が「40円引き上げ」となります。

高額療養費制度（区分）		1食あたりの負担額 令和8年5月31日まで	1食あたりの負担額 令和8年6月1日以降
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	510円	550円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得者Ⅱ	240円 (91日目以降：190円)	270円 (91日目以降：220円)
	低所得者Ⅰ	110円	130円